

# 一般廃棄物処理施設設置許可申請の手引

平成 29 年 12 月

長野県環境部資源循環推進課

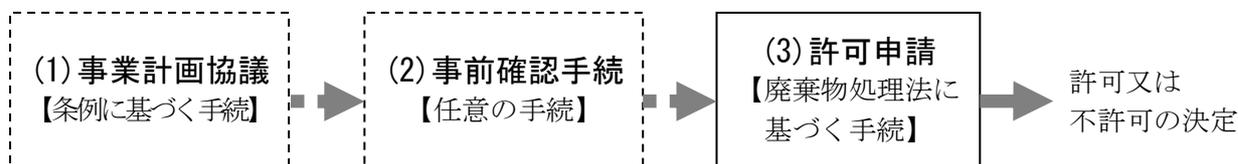


# は じ め に

## 1 許可申請等に必要の手続

許可申請に当たっては、概ね(1)事業計画協議、(2)事前確認手続、(3)許可申請の順に手続を進めてください。※

### 【手続の手順】



※ 必要の手続は申請内容により異なりますので、詳細はP 1～2の「一般廃棄物処理施設の許可申請等に必要の手続」を参照してください。

### (1) 事業計画協議

長野県では、地域の実情に即した廃棄物処理施設の設置及び運営が図られるように「廃棄物の適正な処理の確保に関する条例」（以下「条例」という。）において、事業者と地元住民とが開かれた場において設置計画等について十分に話し合う機会及び地域住民等が知事に生活体験に基づく生活環境保全上の意見を提出できる機会を設けた事業計画協議の実施を定めています。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）に基づく許可申請をしようとする者は、その申請に先立ち、この事業計画協議を行う必要があります。

なお、事業計画協議が不要な場合もありますので、詳細はP 1～2の「一般廃棄物処理施設の許可申請等に必要の手続」を参照してください。

### (2) 事前確認手続

廃棄物処理法に基づく許可申請等をしようとする者は、事業計画協議の有無に関わらず、その申請に先立ちその事業計画の遵法性等について、事前確認手続を受けることができます。

### (3) 廃棄物処理法に基づく許可申請

一般廃棄物処理施設（廃棄物処理法施行令第5条に規定するごみ処理施設及び最終処分場に限る。）を設置しようとする者は、廃棄物処理法に基づく許可を受ける必要があります。

## 2 周辺地域への配慮等

廃棄物の処理施設（ごみ処理施設又は最終処分場）を設置し、一般廃棄物の処理を行う者（市町村を除く。）は、条例に基づき、周辺地域の生活環境に及ぼす影響に対して十分配慮するとともに関係住民との良好な関係を構築するよう努め、また関係市町村長や関係住民から環境保全協定等の締結を求められたときは、誠実にその求めに応じるよう努める必要があります。

# 目 次

○ 一般廃棄物処理施設の許可申請等に必要な手続	1
○ 第1 条例に基づく事業計画協議	3
・計画初期段階における手続のフロー	4
・計画詳細段階における手続のフロー	5
・事業計画協議にあたっての留意点	6
・添付書類等	9
○ 第2 事前確認手続	11
・事前確認手続にあたっての留意点	12
・添付書類等	13
○ 第3 廃棄物処理法に基づく申請・届出等	17
・許可申請のフロー	18
・申請・届出等にあたっての留意点	19
・添付書類等	22
○ 第4 様式集	27
○ 別紙	
別紙1 欠格要件について	75
別紙2 後見等の登記事項証明書について	76
○ 地域振興局 管轄区域一覧表	77
○ 主な改定内容	80

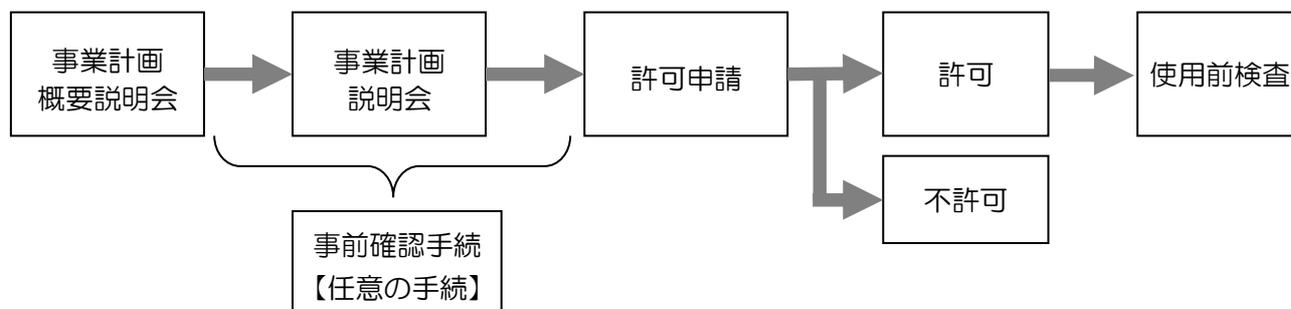
## 一般廃棄物処理施設の許可申請等に必要の手続

- 1 一般廃棄物処理施設の設置変更に係る許可申請は、事業計画協議の可否により①又は②の手続となります。

### ① 事業計画協議を要する一般廃棄物処理施設の設置（変更）許可申請（②以外の場合）

<対象となる申請>

- ・②以外の一般廃棄物処理施設に係る設置（変更）許可申請

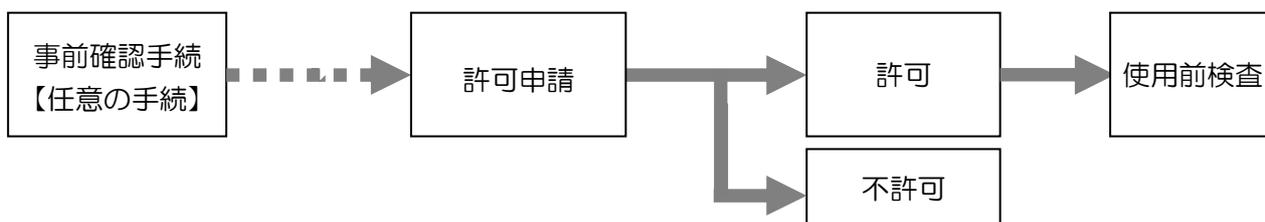


### ② 事業計画協議を要しない一般廃棄物処理施設の設置（変更）許可申請

<対象となる申請>

- ・移動式施設の設置（変更）許可申請
- ・生活環境保全上の支障を生ずるおそれがないと知事が認める変更に係る施設の変更許可申請
- ・自社処理施設の設置（変更）許可申請

（注）移動式施設であっても、固定式施設として使用する場合は、①の手続が必要です。



- 条例に基づく事業計画協議（事業計画概要説明会・事業計画説明会）・・・【手引P. 3へ】
- 事前確認手続・・・【手引P. 11へ】
- 廃棄物処理法に基づく許可申請・届出等・・・【手引P. 17へ】

#### 【一般廃棄物処理施設（許可施設）の変更について】

一般廃棄物処理施設に係る変更であって、下記に掲げる変更をする場合（軽微な変更に係る場合を除く。）には変更許可を受ける必要があります。

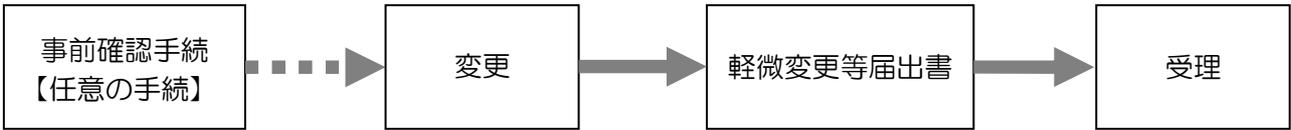
- ・一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類
- ・一般廃棄物処理施設の処理能力（最終処分場である場合は、埋立面積及び埋立容量）
- ・一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
- ・一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

施設を変更する場合には、当該変更が許可を受ける必要がある事項であるか否か事前に県と相談し、施設の無許可変更とならないよう注意が必要です。

許可を要しない軽微な変更等については、廃棄物処理法施行規則（以下「省令」という。）第5条の2及び第5条の4を参照してください。

2 一般廃棄物処理施設の設置（変更）許可申請が不要である一般廃棄物処理施設軽微変更等届出に係る手続き

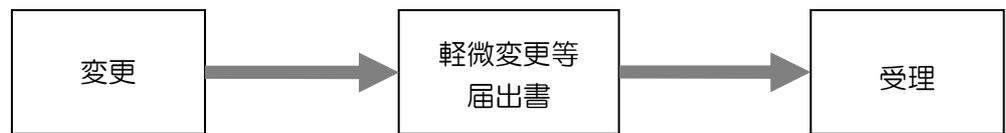
① 軽微変更等届出（廃棄物処理法第9条第1項ただし書きに掲げる軽微な変更及び施設の廃止、休止又は再開）



<届出の対象となる軽微な変更>

- ・ 処理能力に係る変更であって、当該処理能力が 10%以上増大しない場合（処理能力が減少する場合を含む。）
- ・ 一般廃棄物処理施設の位置又は処理方式に変更がない場合
- ・ 一般廃棄物処理施設ごとに定められた変更でない場合（省令第5条の2第3号参照）又は生活環境への負荷が増大しない場合
- ・ 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法の変更であって、量の増大に係る変更該当しない場合
- ・ 排ガスの性状・放流水の水質の数値の変更であって周辺地域の生活環境に対する影響が減ぜられる場合、排ガスの性状・放流水の水質の測定頻度の変更であって、測定頻度が高くなる場合、施設の維持管理に関する事項に該当しない場合
- ・ 一般廃棄物処理施設を休止又は再開する場合

② 軽微変更等届出（①以外の軽微な変更）



<届出の対象となる軽微な変更>

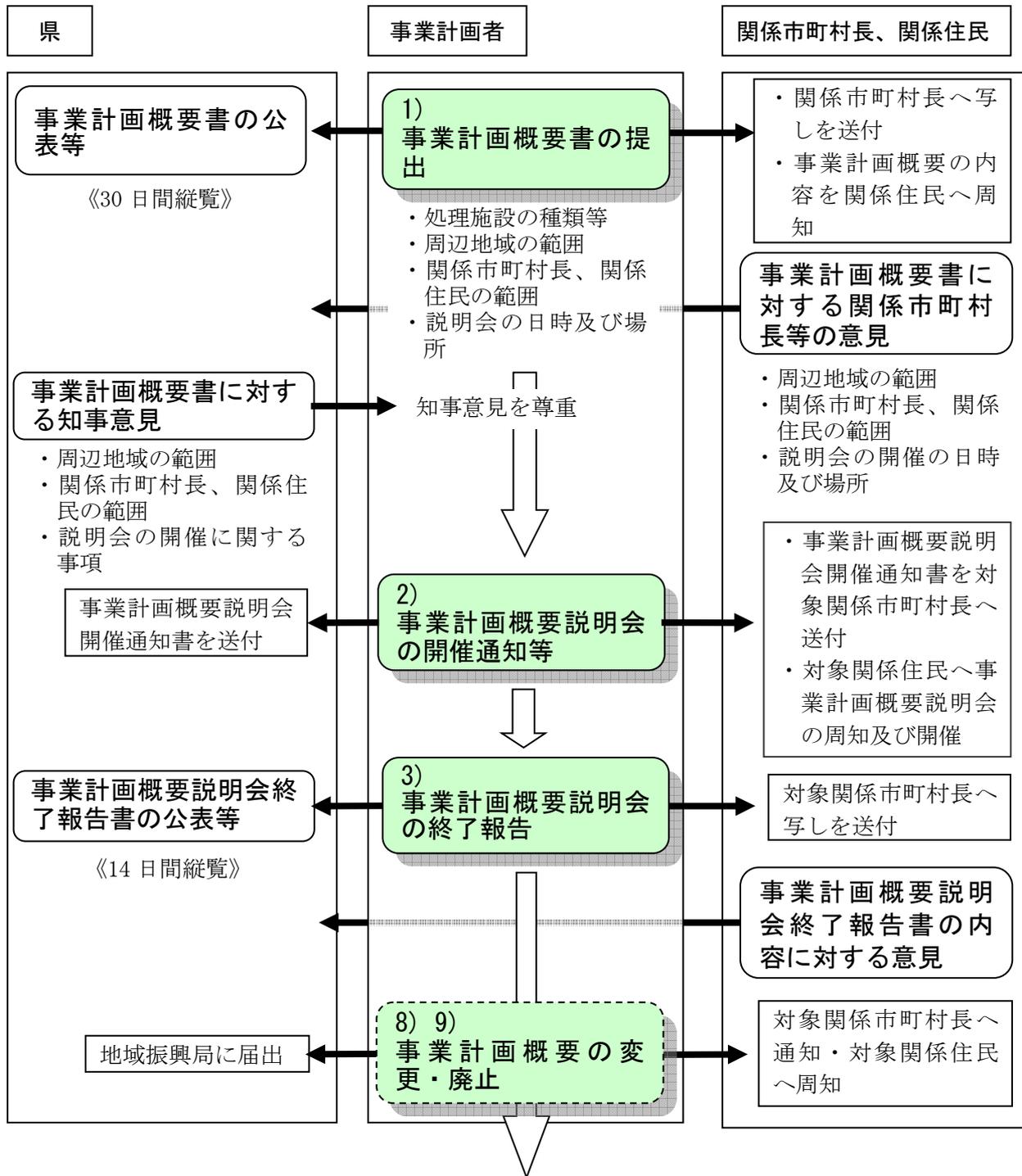
- ・ 事業者の氏名（名称）、住所、法人の代表者名、役員等の変更
- ・ 処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法
- ・ 最終処分場における埋立処分計画や災害防止計画、一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項の変更等

詳しくは廃棄物処理法第8条第2項第1号又は省令第5条の4各号を参照してください。

- 事前確認手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【手引P. 11へ】
- 廃止・休止・再開に係る事前確認手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【手引P. 12へ】
- 廃棄物処理法に基づく申請・届出等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【手引P. 17へ】

## 第1 条例に基づく事業計画協議

# 計画初期段階における手順のフロー



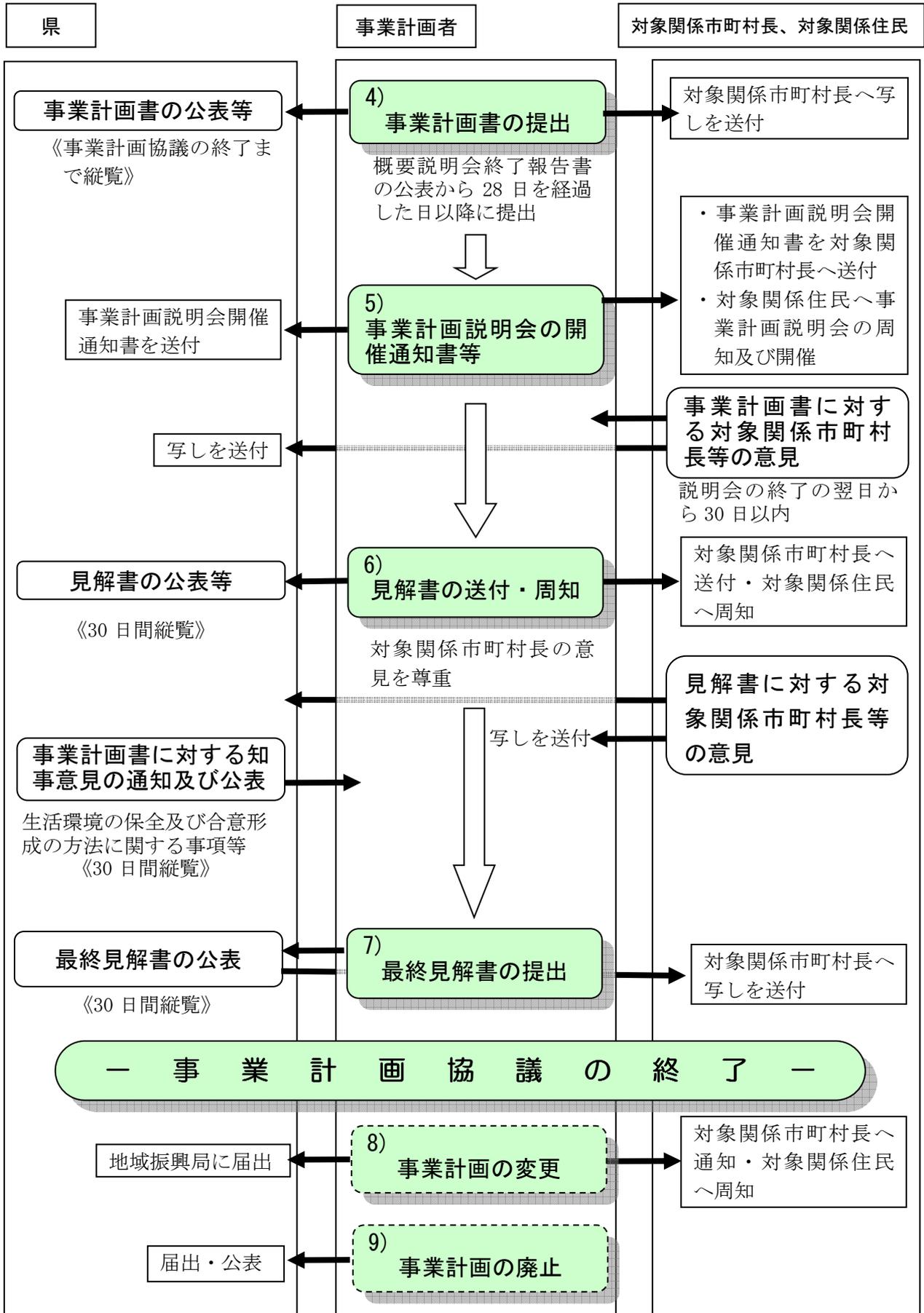
## 【事前確認手続及び計画詳細段階へ】

### 【事業内容の事前確認手続について】

事業計画概要説明会終了報告書を提出した後、事業計画者は、許可申請書の提出に先立ち、申請者が行おうとする事業内容に廃棄物処理法の基準及び関係法令に抵触する部分がないかどうか県に確認を求めることができます。

県は、事業内容を事前に確認し、法の基準及び関係法令に抵触する部分がないと判断したときは「事前確認手続に係る確認通知書」を送付します（P. 7及びP. 10に説明がありますのでご覧ください。）。

# 計画詳細段階における手順のフロー



## 事業計画協議にあたっての留意点

一般廃棄物処理施設の設置許可及び変更許可を受けようとする事業計画者は、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第 31 条の規定による事業計画協議に関し、下記の手続きが必要となります。ただし、移動式の処理施設で廃棄物の排出現場においてのみ処理するもの、自ら排出した廃棄物のみを処理する者、生活環境の保全上の支障を生ずるおそれがないと知事が認める変更に係る変更許可を受けようとする者等については、事業計画協議を行う必要はありません。

### 1 事業計画概要書又は事業計画書等の提出先

事業計画概要書又は事業計画書は、施設を設置しようとする場所を管轄する地域振興局へ提出してください。（地域振興局の管轄区域は巻末の一覧表を参照）

なお、書類を提出される場合は、事前に管轄地域振興局とご相談ください。

◎ 書類の提出を行政書士等の代理人を通じて行う場合は、提出者等の欄に提出者等に加え代理人の氏名を併記して押印してください。また、委任状（以下の(ア)～(ウ)に留意）を添付してください。

(ア) 委任の範囲は具体的に記載してください。

(イ) 行政書士の場合は登録番号（行政書士証票の番号）を記載してください。

(ウ) 委任状の日付は、提出から 3 か月以内としてください。

### 2 提出部数（事業者控え分は含まれていません。）

申請区分 提出書類	・最終処分場の設置（変更）許可 ・ごみ処理施設のうち焼却施設の設置（変更）許可	・ごみ処理施設（焼却施設を除く。）の設置（変更）許可
事業計画概要書 事業計画概要説明会終了報告書 事業計画書 見解書 事業計画変更届出書	3 部	2 部
事業計画概要説明会開催通知書 事業計画説明会開催通知書 事業計画廃止届出書	2 部	1 部
最終見解書	4 部	3 部

※管轄地域振興局以外に周辺地域を管轄する地域振興局がある場合は提出部数が 2 部増しとなりますので、管轄地域振興局にご確認ください。

### 3 事業計画書等のサイズ

事業計画書等は A 4 サイズ（日本工業規格 A 列 4 番）とします。図面等の大きなものについては、A 4 サイズに折り込んでください。

### 4 事業計画の手続等について

#### (1) 事業計画概要書の提出等について

一般廃棄物処理施設の設置を行う場合は、許可（変更許可）申請を行う前に、「事業計画概要書」（様式 1）に 1 - 1 に掲げる書類を添付し、地域振興局へ提出してください。

また、併せて当該事業計画概要書の写しを関係市町村長へ送付し、事業計画概要の内容を関係住民の相当数が知り得ると認められる方法により周知してください。

⇒ 周辺地域の選定にあたっては、「廃棄物の処理施設の設置等に係る指針」

<http://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling/haikibutsu/jore/documents/shuhen-chiiki.pdf> を、

事業計画概要及び事業計画に係る説明会実施の詳細は、「廃棄物の処理施設の設置等に係る周辺地域への説明会の実施に関する指針」

<http://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling/haikibutsu/jore/documents/setsumeikai.pdf> を

それぞれ参照してください。

## (2) 事業計画概要説明会開催通知書等について

事業計画概要書の提出後、書面により通知される知事の意見を参考に、周辺地域の範囲、関係市町村長及び関係住民の範囲\*を決定し、事業計画概要説明会の開催日時及び場所を確定してください。なお、事業計画概要説明会の実施にあたっては、「事業計画概要説明会開催通知書」（様式2）に必要な事項を記載し、地域振興局及び対象関係市町村長あて提出するとともに、事前に相当な期間において対象関係住民の相当数が知り得ると認められる方法によって説明会開催に係る周知を行ってから説明会を開催してください。

\* 知事の意見に基づいて決定した周辺地域を「対象周辺地域」、関係市町村長を「対象関係市町村長」、関係住民を「対象関係住民」といいます。

## (3) 事業計画概要説明会終了報告書等について

事業計画概要説明会が終了した後、「事業計画概要説明会終了報告書」（様式3）に必要な事項を記入し地域振興局へ提出するとともに、当該報告書の写しを対象関係市町村長に送付してください。

### <事前確認手続について>

事業計画概要説明会終了報告書を提出した後、事業計画者は、許可申請書の提出に先立ち、申請者が行おうとする事業内容に廃棄物処理法等の基準に抵触する部分がないかどうか県に事前に確認を求めることができます。県は、事業計画の内容を事前に確認し、法の基準に抵触する部分がないと判断したときは「事前確認手続に係る内容確認通知書」を送付します。

なお、この事前確認手続は、その内容、補正の状況等により相応の期間を要します。

事前確認手続の詳細については、「第2 事前確認手続」（手引P. 10）を参照してください。

## (4) 事業計画書の提出について

事業計画概要説明会が終了し、事業計画概要説明会終了報告書を提出した後（公表の翌日から28日経過後）、「事業計画書」（様式4）に必要な書類（ごみ処理施設にあつては1-2-1及び1-2-2に掲げる書類、最終処分場にあつては1-2-1及び1-2-3に掲げる書類）を添付して地域振興局に提出するとともに、当該事業計画書の写しを直ちに対象関係市町村長へ送付してください。

また、事業計画書を事業計画協議が終了するまでの間、事業場等に備え置き、対象関係住民が閲覧できるようにしてください。

なお、事前確認手続は、事業計画概要説明会終了報告書を提出した後（公表の翌日から28日経過後）であつて、かつ、許可申請前であればいつでも行うことができます。

## (5) 事業計画説明会開催通知書等について

事業計画書の提出後、事業計画説明会を開催するときは、「事業計画説明会開催通知書」（様式2）に必要な事項を記載し地域振興局及び対象関係市町村長あて提出するとともに、事前に相当な期間において対象関係住民の相当数が知り得ると認められる方法によって説明会開催に係る周知を行ってから説明会を開催してください。

## (6) 見解書の送付・周知について

対象関係市町村長及び対象関係住民等から事業計画書に対する意見書の送付を受けたときは、「見解書」（様式5）に必要な事項を記入し、対象関係市町村長へ送付するとともに、当該見解書の内容を対象関係住民の相当数が知り得ると認められる方法により周知を行ってください。

なお、見解書及び意見書の写しを地域振興局へ提出してください（見解書の作成にあつては、対象関係市町村長の意見を尊重してください。）。

また、見解書を事業計画協議が終了するまでの間、事業場等に備え置き、対象関係住民が閲覧できるようにしてください。

**(7) 最終見解書について**

事業計画に対する知事の意見を受けたときは、「最終見解書」（様式6）に必要な事項を記載し、地域振興局へ提出してください。なお、当該最終見解書の提出をもって事業計画協議が終了するものとします。

**(8) 事業計画等の変更について**

事業計画概要書又は事業計画書の記載事項を変更しようとするときは、「事業計画変更届出書」（様式7）に必要な事項を記載し、地域振興局へ提出してください。なお、変更届の内容によっては、事業計画協議の手続の一部又は全部を再度実施するよう知事から勧告されることがあります。

**(9) 事業計画の廃止について**

事業計画を廃止するときは、「事業計画廃止届出書」（様式8）に必要な事項を記載し、地域振興局へ提出してください。

**5 その他**

事業計画者が事業計画協議の一部又は全部を行わずに許可申請等をしたときは、事業計画協議を行うべきことを知事から勧告されることがあります。また、事業計画に対する知事の意見に従わずに許可申請等をしたときは、期限を定めて、その事業計画の内容の変更その他必要な措置を講ずべきことを知事から勧告されることがあります。なお、事業計画者が当該勧告に従わない場合は、その勧告内容が公表されます。

# 添 付 書 類 等

## 1-1 事業計画概要書関係

### 1-1 事業計画概要書

- (1) 設置場所及び付近の見取図
- (2) 処理工程図（処理する一般廃棄物の種類別に記載）
- (3) 処理施設の概要等を示す図面、カタログ等
- (4) 周辺地域の範囲を示す地図等
- (5) その他知事が必要と認める書類

## 1-2 事業計画書関係

### 1-2-1 ごみ処理施設及び最終処分場に共通する書類等

- (1) 申請者が法人である場合は、定款又は寄附行為\*（原本証明したもの）※ 定款又は寄附行為に代えて、直前の事業年度における有価証券報告書（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条第1項の規定するもの）を添付することができます。
- (2) 周辺地域の範囲を示す地図等
- (3) 関係法令に基づく手続が必要とされる場合は、当該手続がなされていることを証する書類
- (4) 施設の維持管理計画に関する書類（ごみ処理施設にあつては省令第4条の5に規定する一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準への対応状況を示す書類（対照表）を、最終処分場にあつては最終処分場基準省令第1条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場の維持管理の技術上の基準への対応状況を示す書類（対照表）を添付すること。）
- (5) その他知事が必要と認める書類

### 1-2-2 ごみ処理施設に関する書類等

- (1) 設置場所及び付近の見取図
- (2) 処理工程図（処理する一般廃棄物の種類別に記載）
- (3) 一般廃棄物処理施設（処理前・処理後の保管施設を含む。）の構造を明らかにする平面図\*、立面図、断面図、構造図等、設計計算書・物質収支計算書及び処理施設に関する書類（省令第4条に規定する一般廃棄物処理施設の技術上の基準への対応状況を示す書類（対照表）を添付すること。）  
※ 処理後に発生する主な有価物（少量の物（木くずに含まれる釘等）を除く。）の保管について、当該保管の区画を平面図に明示してください。
- (4) 処理の対象となる一般廃棄物の性状を示す書類
- (5) 処理施設の排水、排煙その他生活環境への負荷に関する数値を示す書類及び処理系統図
- (6) 処理施設からの放流経路を示した縮尺10,000分の1以上の地形図
- (7) 処理施設の実験成績表（テストプラントで実験した場合）又は性能を示す書類
- (8) 処理後に排出される一般廃棄物の種類、量及びその処分方法を記載した書類
- (9) 処理により生産される製品の種類、量を記載した書類
- (10) 予定している生活環境影響調査の項目及び調査の方法を記載した書類並びに調査をしない項目がある場合には、その理由を記載した書類（省令第3条の3の規定に該当する場合を除く。）

### 1-2-3 最終処分場に関する書類

- (1) 埋立処分する一般廃棄物の種類及びその性状を明らかにする書類
- (2) 埋立処分計画を記載した書類
- (3) 災害防止計画に関する書類
- (4) 一般廃棄物の埋立に必要な付帯設備の概要を記載した書類

- (5) 設置場所及び付近の見取図並びに面積・容積計算書
- (6) 処理施設の構造等を明らかにする各種図面及び設計計算書
- (7) 処理施設からの放流水の放流経路を示した縮尺10,000分の1以上の地形図
- (8) 埋立処分地の周囲の地形・地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
- (9) 埋立処分地現況写真
- (10) 最終処分場基準省令第1条第1項に規定する技術上の基準に適合していることを証する書類
- (11) 埋立完了予想図及び跡地利用計画
- (12) 埋立処分地の管理計画（浸出液の処理計画、浸出液及び地下水の監視計画）
- (13) 当該最終処分場の周縁の地下水について定期的に水質検査を行うため採水ができる設備を有することを証する書類
- (14) 予定している生活環境影響調査の項目及び調査の方法を記載した書類並びに調査をしない項目がある場合には、その理由を記載した書類（省令第3条の3の規定に該当する場合を除く。）
- (15) 受け入れる特別管理一般廃棄物の量及び性状を管理できる付帯設備を備えていることを証する書類

(注) (15)は、特別管理一般廃棄物であるばいじんを処理する場合に添付してください。

## 第 2 事前確認手続

## 事前確認手続きにあたっての留意点

一般廃棄物処理施設の設置（変更）許可申請を行おうとする者（条例の手続の有無にかかわらず）や一般廃棄物処理施設に係る軽微変更等届出をしようとする者は、その事業の内容について、事前確認手続きを受けることができます。

### 1 廃棄物処理施設事前確認手続依頼書提出先

廃棄物処理施設事前確認手続依頼書を提出される場合は、事前に一般廃棄物処理施設を設置しようとする場所を管轄する地域振興局とご相談ください。（地域振興局の管轄区域は巻末の一覧表を参照）

### 2 提出部数（事業者控え分は含まれていません。）

廃棄物処理施設事前確認手続依頼書の提出部数は原則として2部です。

ただし、焼却施設及び最終処分場は8部とし、一般廃棄物処理施設の設置場所を管轄する地域振興局と事務所の所在地を管轄する地域振興局が異なる場合は1部増しとし、また、周辺地域を管轄する市町村分増しとなります。

### 3 廃棄物処理施設事前確認手続依頼書のサイズ

廃棄物処理施設事前確認手続依頼書はA4サイズ（日本工業規格A列4番）とします。図面等の大きなものについては、A4サイズに折り込んでください。

### 4 廃棄物処理施設事前確認手続依頼書の提出

(1) 一般廃棄物処理施設を設置又は変更しようとする者は、廃棄物処理施設事前確認手続依頼書（様式9）により必要な書類（ごみ処理施設にあつては2-1-1及び2-1-2、最終処分場にあつては2-1-1及び2-1-3に掲げる書類）を添付して提出することができます。

(2) 一般廃棄物処理施設を廃棄物処理法第9条第1項ただし書きに規定する軽微な変更又は廃止、休止若しくは再開しようとする者は、廃棄物処理施設事前確認手続依頼書（様式9）により必要な書類（ごみ処理施設にあつては2-2-1、最終処分場にあつては2-2-2に掲げる書類）を添付して提出することができます。

なお、一般廃棄物最終処分場の廃止については、下記(3)に記載しています。

(3) 一般廃棄物最終処分場の埋立を終了しようとする者は、一般廃棄物最終処分場の埋立終了計画書（様式10）に2-3に掲げる書類を添付して提出することができます。

◎ 書類の提出を行政書士等の代理人を通じて行う場合は、依頼者の欄に依頼者に加え代理人の氏名を併記して押印してください。また、委任状（以下の(7)～(9)に留意）を添付してください。

(7) 委任の範囲は具体的に記載してください。

(8) 行政書士の場合は登録番号（行政書士証票の番号）を記載してください。

(9) 委任状の日付は、提出から3か月以内としてください。

## 添 付 書 類 等

※印がついている添付書類等については、P. 14、15に説明がありますのでご覧ください。

### 2 廃棄物処理施設事前確認手続依頼書関係

- 必ず添付する書類（該当のない項目については省略可能）  
 □ 変更事項に該当する場合に添付が必要な書類  
 - 添付不要な書類

2-1-1 一般廃棄物処理施設に関する書類等 (ごみ処理施設、最終処分場共通)	新規許可	変更許可	変更届
(1) 事業計画の概要を記載した書類（事業目的、事業概要、フローシート（処理する一般廃棄物の種類ごとに発生から最終処分までの流れが記載されたもの））	○	○	○
(2) 申請者が法人である場合、定款又は寄附行為（原本証明したもの）及び商業・法人登記の登記事項証明書※ <sup>1・4</sup>	○	□	-
(3) 申請者が法人である場合、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表※ <sup>2</sup> 並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（納税証明書（その1））※ <sup>3・4</sup>	○	□	-
(4) 申請者が個人である場合、資産に関する調書（様式 23）、直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（確定申告書の写し、確定申告書の別表の写し等の関係書類及び納税証明書（その1））	○	□	-
(5) 関係法令に基づく手続が必要とされる場合、当該手続がなされていることを証する書類* *移動式施設設置者は、添付不要です。	○	□	□
(6) 施設の維持管理計画に関する書類（ごみ処理施設にあつては省令第4条の5に規定する処理施設の維持管理の技術上の基準への対応状況を示す書類（対照表）を、最終処分場にあつては最終処分場基準省令第1条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場の維持管理の技術上の基準への対応状況を示す書類（対照表）を添付すること。）	○	□	□
(7) 事業の用に供する処理施設の場合、廃棄物処理法第7条第15項に規定する帳簿及びその管理方法を記載した書類（様式 24）	○	□	□
(8) 一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金調達方法を記載した書類（様式 22）	○	□	-
(9) 一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類（（一財）日本環境衛生センターが実施する廃棄物処理施設技術管理者講習を受講した者にあつては認定証の写し又は技術管理者の実務経験を証する書類及び履歴書）	○	□	-
(10) 廃棄物の処理施設設置（一般廃棄物処理施設を承継（譲受け・借受け、設置者の合併・分割又は相続）する場合を含む。）に関して関係住民への説明会の経過を記した書類（説明会で出された意見・質問、意見・質問に対する回答又は対応等を記載した書類並びに関係住民に対する説明資料の写しを含む。）*（注） *地元と環境保全協定を結んだ場合は、当該協定書の写し（協定に基づき協議が行われたことを証する書類を含む。）を提出することにより、説明会の経過を記した書類に置き換えることができます。	○	□	-
(11) 予定している生活環境影響調査の項目及び調査の方法を記載した書類並びに調査をしない項目がある場合には、その理由を記載した書類（ <u>省令第3条の3の規定に該当する場合を除く。</u> ） ※ 移動式処理施設の場合は、施設から5m程度離れた地点での騒音、振動等の測定を行い、環境への影響を調査します。（装置メーカーによる測定データの提出も可。）	○	□	□
(12) その他知事が必要と認める書類	○	□	□
<p>（注）(10)の添付書類について、以下のいずれかに該当する者は添付不要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例に基づく事業計画協議の途中で事前確認手続を受ける者</li> <li>・ 移動式施設設置者</li> </ul>			

・生活環境保全上の支障を生じるおそれがないと認められる変更を行おうとする者

2-1-2 ごみ処理施設に関する書類等	新規許可	変更許可	変更届
(1) 設置場所及び付近の見取図	○	□	□
(2) 処理工程図（処理する一般廃棄物の種類別に記載）	○	□	□
(3) 一般廃棄物処理施設（処理前・処理後の保管施設を含む。）の構造を明らかにする平面図※、立面図、断面図、構造図等、設計計算書・物質収支計算書及び処理施設に関する書類（省令第4条に規定する一般廃棄物処理施設の技術上の基準への対応状況を示す書類（対照表）を添付すること。）※処理後に発生する主な有価物（少量の物（木くずに含まれる釘等）を除く。）の保管について、当該保管の区画を平面図に明示してください。	○	□	□
(4) 処理の対象となる一般廃棄物の性状を示す書類	○	□	□
(5) 処理施設の排水、排煙その他生活環境への負荷に関する数値を示す書類及び処理系統図	○	□	□
(6) 処理施設からの放流経路を示した縮尺10,000分の1以上の地形図	○	□	□
(7) 処理施設の実験成績表（テストプラントで実験した場合）又は性能を示す書類	○	□	□
(8) 処理後に排出される一般廃棄物の種類、量及びその処分方法を記載した書類	○	□	□
(9) 処理により生産される製品の種類、量を記載した書類	○	□	□
(10) 公図の写し（敷地境界、処理施設及び保管施設等の位置を明示したもの）及び不動産登記の登記事項証明書※ <sup>1</sup> 又は土地及び施設を使用する権原を有することを証する書類（申請者が所有権を有しない場合は、賃貸借契約書の写し。）※ <sup>4</sup>	○	□	□

2-1-3 最終処分場に関する書類等	新規許可	変更許可	変更届
(1) 埋立処分する一般廃棄物の種類及びその性状を明らかにする書類	○	□	□
(2) 埋立処分計画を記載した書類	○	□	□
(3) 災害防止計画に関する書類	○	□	□
(4) 一般廃棄物の埋立に必要な付帯設備の概要を記載した書類	○	□	□
(5) 設置場所及び付近の見取図並びに面積・容積計算書	○	□	□
(6) 処理施設の構造等を明らかにする各種図面及び設計計算書	○	□	□
(7) 処理施設からの放流水の放流経路を示した縮尺10,000分の1以上の地形図	○	□	□
(8) 埋立処分地の周囲の地形・地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面	○	□	□
(9) 埋立処分地現況写真	○	□	□
(10) 公図の写し（敷地境界、最終処分場等の位置を明示したもの）及び不動産登記の登記事項証明書※ <sup>1</sup> 又は土地を使用する権原を有することを証する書類（申請者が所有権を有しない場合は、賃貸借契約書の写し。）※ <sup>5</sup>	○	□	□
(11) 最終処分場基準省令第1条第1項に規定する技術上の基準に適合していることを証する書類	○	□	□
(12) 埋立完了予想図及び跡地利用計画	○	□	□
(13) 埋立処分地の管理計画（浸出液の処理計画、浸出液及び地下水の監視計画）	○	□	□
(14) 当該最終処分場の周縁の地下水について定期的に水質検査を行うため採水ができる設備を有することを証する書類	○	□	□

※1 不動産登記の登記事項証明書（現在事項証明書又は全部事項証明書）及び商業・法人登記の登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）は、申請日前3か月以内に発行されたものを添付してください。

商業・法人登記の登記事項証明書について、新規許可申請の場合は「現在事項全部証明書」、新規許可申請以外の場合は「履歴事項全部証明書」を添付してください。

※2 損益計算書について、一般管理費明細書及び製造原価明細書を作成している場合には、当該書類を添付してください。

なお、次のいずれかに該当する場合は、「長期的財務計画書」（様式25）を添付し、また、全てに該当する場合は、客観的に経理的基礎を有するか否か判断できる書類として、中小企業診断士又は公認会計士による診断書及び長期的財務計画書を添付してください。

- ・次期への繰越損失がある
- ・3年間の平均経常損益が赤字、かつ、直前期の経常損益が赤字
- ・債務超過

※3 設立3年未満の法人の場合は、存在する財務諸表（初年度決算未到来の場合は、申請日直近で貸借対照表を作成してください。）、納税証明書及び今後3年間の財務計画を記載した長期的財務計画書（様式25を参考）を提出してください。

※4 経理的基礎に係る添付書類（直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類）並びに定款又は寄附行為及び商業・法人登記の登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）に代えて、直前の事業年度における有価証券報告書（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条第1項の規定するもの）を添付することができます。

※5 所有権を有することを証する書類（不動産登記の登記事項証明書等）は、取得等が見込みの場合はその旨を説明する書類を添付し、許可申請時に所有権を有することを証する書類を必ず添付してください。

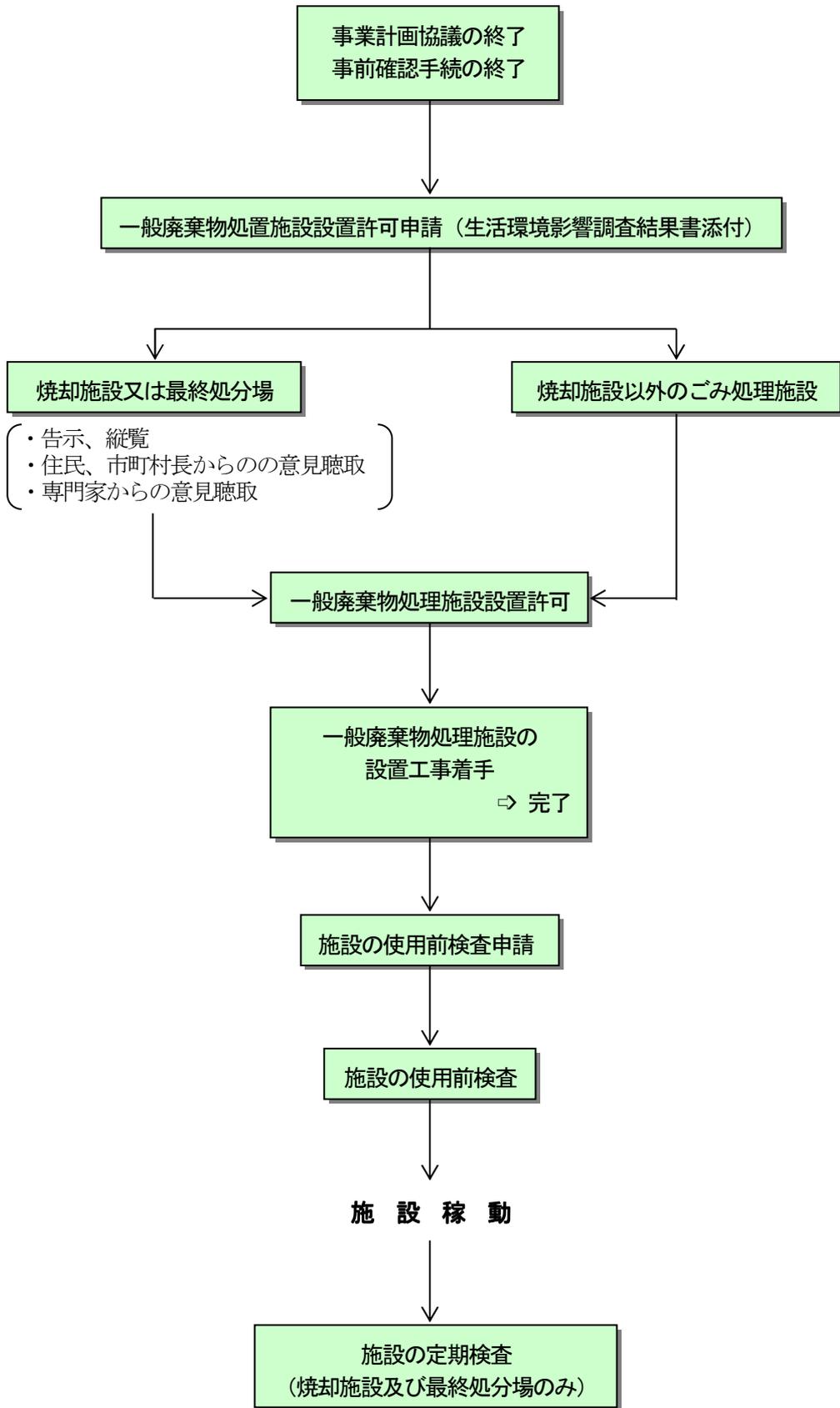
<b>2-2 一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設）の廃止、休止、再開に関する書類等</b>	
<b>2-2-1 ごみ処理施設に関する書類等</b>	
廃 止	(1) 廃止の理由を記載した書類
	(2) 現在取り引きしている一般廃棄物の扱いを記載した書類
	(3) 施設の維持管理計画書
	(4) 施設の管理予定者の住所、氏名、電話番号
	(5) 設置場所及び付近の見取図並びに面積・容積計算書
	(6) その他知事が必要と認める書類
休 止	(1) 休止の理由を記載した書類
	(2) 現在取り引きしている一般廃棄物の扱いを記載した書類
	(3) 施設の維持管理計画書
	(4) 施設の管理予定者の住所、氏名、電話番号
	(5) 再開の見通しを記載した書類
	(6) その他知事が必要と認める書類
再 開	(1) 再開の理由を記載した書類
	(2) 事業計画の概要を記載した書類
	(3) 施設及び設備の維持管理の状況を示す書類
	(4) 技術上の基準に適合していることを証する書類
	(5) その他知事が必要と認める書類

2-2-2 最終処分場に関する書類等	
休 止	(1) 休止の理由を記載した書類
	(2) 再開の見通しを記載した書類
	(3) 休止する最終処分場の現況を明らかにする図面（平面図、立面図、断面図及び構造図）
	(4) 休止する埋立処分地の周囲の地形を明らかにする書類及び図面
	(5) 休止する埋立処分地の現況写真
	(6) 技術上の基準に適合していることを証する書類
	(7) 休止する埋立処分地の年度別管理状況（埋立開始時から現在までの浸出液の処理状況、浸出液及び地下水の監視状況等の実施データ）
	(8) 休止中の埋立処分地の管理計画（浸出液の処理計画、浸出液及び地下水の監視計画）
	(9) 休止する埋立処分地の管理責任者の住所、氏名、資格内容
	(10) その他知事が必要と認める書類
再 開	(1) 再開の理由を記載した書類
	(2) 事業計画の概要を記載した書類
	(3) 施設及び設備の維持管理の状況を示す書類
	(4) 技術上の基準に適合していることを証する書類
	(5) その他知事が必要と認める書類

2-3 一般廃棄物最終処分場埋立終了に関する書類等	
(1) 埋立終了時の当該最終処分場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図	
(2) 現在取り引きしている一般廃棄物の扱いを記載した書類	
(3) 埋立処分の終了から廃止までの間の維持管理の方法を明らかにする書類	
(4) 石綿含有一般廃棄物を埋め立てた場合は、石綿含有一般廃棄物が埋め立てられている位置を示す図面	
(5) 当該最終処分場の現況写真	
(6) 技術上の基準に適合していることを証する書類	
(7) 跡地利用の計画概要を記載した書類	
(8) 当該最終処分場の維持管理記録を記載した書類（埋立中の浸出液の処理状況、浸出液及び地下水の水質検査データなど）	
(9) その他知事が必要と認める書類	

### 第3 廃棄物処理法に基づく申請・届出

# 許可申請のフロー



# 申請・届出にあたっての留意点

廃棄物処理法の規定に基づく各申請・届出に係る手続については、下記のとおりです。

## 1 申請書等提出先

申請書等を提出される場合は、事前に地域振興局とご相談ください（郵送で受け付けることができる場合があります。）。（地域振興局の管轄区域は巻末の一覧表を参照）

## 2 提出部数（事業者控え分は含まれていません。）

許可申請書等各種書類の提出部数は原則として次のとおりです。

- (1) 一般廃棄物処理施設設置許可申請書
  - ① 焼却施設、最終処分場・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9部
  - ② ごみ処理施設（焼却施設を除く。）・・・・・・・・・・ 1部
- (2) 一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書・・・・・・・・・・ 2部
- (3) 一般廃棄物処理施設合併・分割認可申請書・・・・・・・・・・ 2部
- (4) 一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書
  - ① 焼却施設、最終処分場・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2部
  - ② ごみ処理施設（焼却施設を除く。）・・・・・・・・・・ 1部
- (5) 一般廃棄物処理施設定期検査申請書・・・・・・・・・・ 2部
- (6) 一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書・・・・・・・・・・ 2部
- (7) 一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書・・・・・・・・・・ 2部

## 3 申請手数料

許可（変更許可）申請等には申請手数料が必要ですので、長野県収入証紙を許可申請書等に貼付してください。手数料の額は次のとおりです。

なお、申請を取り下げる場合にも、申請手数料は返戻しません。

- |                             |          |
|-----------------------------|----------|
| (1) 一般廃棄物処理施設の設置許可          |          |
| ① 焼却施設、最終処分場                | 130,000円 |
| ② ごみ処理施設（焼却施設を除く）           | 110,000円 |
| (2) 一般廃棄物処理施設の変更許可          |          |
| ① 焼却施設、最終処分場                | 120,000円 |
| ② ごみ処理施設（焼却施設を除く）           | 100,000円 |
| (3) 一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可   | 94,000円  |
| (4) 一般廃棄物処理施設の設置者の合併又は分割の認可 | 94,000円  |

### 【長野県収入証紙の販売先について】

長野県収入証紙は、知事の指定した売りさばき場所 (<http://www.pref.nagano.lg.jp/kaikei/kurashi/kenze/shoshi/urisabaki/index.html>) で購入できます。

また、長野県庁生活協同組合においては、現金書留又は銀行振込により購入できます。

連絡先 長野県庁生活協同組合 026-233-4071

## 4 申請書等のサイズ

申請書等はA4サイズ（日本工業規格A列4番）とします。図面等の大きなものについては、A4サイズに折り込んでください。

## 5 許可申請書等の提出

◎ 申請・届出を行政書士等の代理人を通じて行う場合は、申請者・届出者の欄に申請者・届出者に加え代理人の氏名を併記して押印してください。また、委任状（以下の(7)～(9)に留意）を添付してください。

- (7) 委任の範囲は具体的に記載してください。
- (4) 行政書士の場合は登録番号（行政書士証票の番号）を記載してください。
- (5) 委任状の日付は、申請・届出から3か月以内としてください。

**(1) 一般廃棄物処理施設設置許可申請について**

事業計画協議及び事前確認手続終了後、「一般廃棄物処理施設設置許可申請書」（様式11）に3-1に掲げる書類を添付して申請してください。なお、添付書類の省略については、6を参照してください。

**(2) 一般廃棄物処理施設変更許可申請について**

一般廃棄物処理施設の処理能力（10%以上の増加）や位置、処理方式及び構造等を変更する場合は、事業計画協議及び事前確認手続終了後、「一般廃棄物処理施設変更許可申請書」（様式12）に3-1に掲げる書類を添付して申請してください。なお、添付書類の省略については、6を参照してください。

**(3) 一般廃棄物処理施設使用前検査申請について**

設置（変更）許可後に、施設の設置工事を行い、完了したところで、「一般廃棄物処理施設使用前検査申請書」（様式13）に関係図面、工事写真等を添えて2部提出し、検査を受けてください。

**(4) 一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書について**

一般廃棄物処理施設について、軽微な変更を行った場合（設置者の氏名又は名称、住所、法人の役員等の変更等、廃棄物処理法第9条第1項ただし書きの軽微な変更又は法第9条第3項の一般廃棄物処理施設（一般廃棄物の最終処分場を除く。）の廃止、休止若しくは再開に係るものを除く。）は、遅滞なく、「一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書」（様式14）に、変更した部分に係る書類を添えて提出してください。法人の役員等の変更の場合、「役員等の変更に係る新旧対照表」（様式26）も添付してください。

**(5) 一般廃棄物処理施設の承継（譲受け・借受け、設置者の合併・分割、相続）について**

一般廃棄物処理施設を譲受け又は借受けする場合は、「一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書」（様式18）、設置者が合併・分割する場合は、「合併・分割認可申請書」（様式19）、相続する場合は「相続届出書」（様式21）に、必要な書類（一般廃棄物処理施設の譲受け・借受けにあつては3-2-1、設置者の合併・分割にあつては3-2-2、相続にあつては3-2-3に掲げる書類）を添付して提出してください。

なお、合併・分割の場合には、合併・分割による登記を行った後、「法人の合併（分割）の登記に係る登記事項証明書届出書」（様式20）に、合併・分割認可に係る一般廃棄物処理施設を承継する法人の商業・法人登記事項証明書の写しを添付して提出してください。

**(6) 一般廃棄物処理施設の廃棄物処理法第9条第1項ただし書きの軽微な変更又は法第9条第3項の廃止（一般廃棄物の最終処分場を除く。）、休止若しくは再開について**

一般廃棄物処理施設を廃止（一般廃棄物の最終処分場を除く。）、休止又は再開した場合は、遅滞なく「一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書」（様式14）に必要な書類（廃止にあつては3-3-1、休止にあつては3-3-2、再開にあつては3-3-3に掲げる書類）を添付して提出してください。（最終処分場の廃止については、（7）を参照）

なお、事前確認手続を希望する場合には、第2の4(2)（P12）を参照してください。

**(7) 一般廃棄物処理施設の定期検査について**

一般廃棄物処理施設（政令第5条の2に規定する施設に限る。）の設置者は、省令第4条の4の3に規定する定期検査の期間ごとに、「一般廃棄物処理施設定期検査申請書」（様式15）を2部提出し、検査を受けてください。

**(8) 一般廃棄物最終処分場の埋立処分の終了について**

最終処分場の埋立処分を終了した場合は、埋立処分の終了から30日以内に「一般廃棄物最終処分場埋立

処分終了届出書」(様式16)に、3-4-1に掲げる書類を添付して提出してください。

なお、事前確認手続を希望する場合には、第2の4(3)(P12)を参照してください。

#### (9) 一般廃棄物最終処分場の廃止確認について

最終処分場を廃止しようとする場合は、上記(8)の埋立処分終了届出書を提出後、「一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書」(様式17)に、3-4-2に掲げる書類を添付して提出してください。

なお、事前確認手続を希望する場合には、第2の4(3)(P12)を参照してください。

### 6 添付書類の省略について

#### (1) 住民票の写し等の省略について

許可申請の際、「住民票の写し等の省略について」(様式28)と先行許可証の写しを提出すると、住民票の写し及び後見等登記事項証明書の添付を省略できます。ただし、知事が特に必要と認めた場合は提出を求めることがあります。

先行許可証とは、「住民票の写し等の省略について」(様式28)中の「1代用できる許可証」のことであり、省略できる添付書類は、同様式中の「2省略できる添付書類」のとおりです。

なお、同様式中の「3留意事項」に留意してください。

#### (2) その他添付書類の省略について

許可(変更許可)申請時において、確認を受けた事前確認手続依頼書(手引P.11)又は過去の許可申請、変更届において提出された書類であってその内容に変更がない場合、添付書類3-1のうち(1)~(9)、(11)\*、(13)の提出を省略することができます。その際は、「添付書類の省略について」(様式27)を併せて提出してください。

\* 上記6(1)により先行許可証の写しを提出した場合に限る。

(注)・(7)、(8)に係る決算報告書等の省略は申請日直前3年以内のものに限ります。

・新規許可申請又は変更許可申請時に係る(9)の商業・法人登記の登記事項証明書の省略は、申請日直前3か月以内のものに限ります。

### 7 特定欠格要件該当の届出について

一般廃棄物処理施設の許可を受けている者が、特定の欠格要件(別紙1「欠格要件について」の1~6、8~10(8~10に掲げる者で7に該当する者を除く。)に該当した場合は、「一般廃棄物処理施設設置者に係る欠格要件該当届出書」(様式30)を、欠格要件に該当するに至った日から2週間以内に提出してください。

### 8 廃棄物の処理施設において処理を行った廃棄物に係る記録及び閲覧

廃棄物処理施設を設置する者は、条例により事業場に帳簿を備え置き、関係住民等の求めに応じて開示するとともに、処理施設に係る下記の事項について記録し、その記録を3年間備え置くことが必要です。

なお、これらの記録は、関係住民、排出事業者又は工事発注者(工事発注事業者も含む。)からの閲覧の求めがあった場合は、正当な理由なしに閲覧を拒むことはできません。

記録が必要な場合	記録する事項	備考
一般廃棄物を処理した場合	処理を行った廃棄物の種類及び数量	各月ごとにまとめる
生活環境影響調査に係る事項(大気質、騒音、振動、悪臭、水質、地下水)の測定を行った場合	・測定位置 ・測定年月日 ・測定結果年月日 ・測定結果	
処理施設の点検を行った場合	・点検年月日 ・点検結果	

### 9 その他

許可（変更許可）を受けようとする者が、廃棄物処理法上の欠格要件（別紙1参照）に該当する場合、許可することができませんので、ご注意ください。

## 添 付 書 類 等

※印がついている添付書類等については、P. 24に説明がありますのでご覧ください。

### 3-1 一般廃棄物処理施設設置許可申請書関係

- (1) 一般廃棄物処理施設（処理前・処理後の保管施設を含む。）の構造を明らかにする平面図\*、立面図、断面図、構造図等、設計計算書・物質収支計算書及び処理施設に関する書類（省令第4条に規定する一般廃棄物処理施設の技術上の基準への対応状況を示す書類（対照表）を添付すること。）  
\* 処理後に発生する主な有価物（少量の物（木くずに含まれる釘等）を除く。）の保管について、当該保管の区画を平面図に明示してください。
- (2) 最終処分場にあつては、埋立処分地の周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
- (3) 最終処分場以外の一般廃棄物処理施設にあつては、処理工程図（処理する一般廃棄物の種類別に記載）
- (4) 一般廃棄物処理施設の設置場所及び付近の見取図
- (5) 一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類（（一財）日本環境衛生センターが実施する廃棄物処理施設技術管理者講習を受講した者にあつては認定証の写し又は技術管理者の実務経験を証する書類及び履歴書）
- (6) 一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金調達方法を記載した書類（様式22）
- (7) 申請者が法人である場合、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表※<sup>2</sup>並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（納税証明書（その1））※<sup>3・4</sup>
- (8) 申請者が個人である場合、資産に関する調書（様式23）並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（確定申告書の写し、確定申告書の別表の写し等の関係書類及び納税証明書（その1））
- (9) 申請者が法人である場合、定款又は寄附行為（原本証明したもの）及び商業・法人登記の登記事項証明書※<sup>1・4</sup>（新規許可申請以外の場合は「履歴事項全部証明書」とする。）
- (10) 申請者が廃棄物処理法第7条第5項第4号イからヌに該当しない旨を誓約する書類（様式29）
- (11) 次に掲げる者の住民票の写し※<sup>1</sup>（株主、出資者又は法定代理人が法人である場合には商業・法人登記の登記事項証明書※<sup>1</sup>）
  - ア 申請者が個人である場合、その者、法定代理人（法定代理人が法人である場合は、その役員を含む。）及び廃棄物処理法施行令（以下「政令」という。）第4条の7に規定する使用人（支店長等）
  - イ 申請者が法人である場合、役員等（相談役、顧問、発行済株式総数の100分の5以上の額に相当する出資をしている者、政令第4条の7に規定する使用人等を含む。）
- (12) 生活環境影響調査結果を記載した書類（省令第3条の3の規定に該当する場合を除く。）  
※ 移動式処理施設の場合は、施設から5m程度離れた地点での騒音、振動等の測定を行い、環境への影響を調査します。（装置メーカーによる測定データの提出も可。）
- (13) その他知事が必要とする書類

## 3-2 一般廃棄物処理施設の承継関係

### 3-2-1 一般廃棄物処理施設の譲受け・借受けに関する書類等

- (1) 事業本拠地の所在地を示す略図
- (2) 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する技術的能力を説明する書類（（一財）日本衛生環境センターが実施する廃棄物処理施設技術管理者講習を受講した者にあつては認定証の写し又は技術管理者の実務経験を証する書類及び履歴書）
- (3) 一般廃棄物処理施設の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（様式22）
- (4) 申請者が法人である場合、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表<sup>※2</sup>並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（納税証明書（その1））<sup>※3・4</sup>
- (5) 申請者が個人である場合、資産に関する調書（様式23）並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（確定申告書の写し、確定申告書の別表の写し等の関係書類及び納税証明書（その1））
- (6) 申請者が法人である場合、定款又は寄附行為（原本証明したもの）及び商業・法人登記の登記事項証明書<sup>※1・4</sup>（履歴事項全部証明書）
- (7) 次に掲げる者の住民票の写し<sup>※1</sup>（株主、出資者又は法定代理人が法人である場合は商業・法人登記の登記事項証明書<sup>※1</sup>）
  - ア 申請者が個人である場合、その者、法定代理人（法定代理人が法人である場合は、その役員を含む。）及び政令第4条の7に規定する使用人（支店長等）
  - イ 申請者が法人である場合、役員等（相談役、顧問、発行済株式総数の100分の5以上の額に相当する出資をしている者、政令第4条の7に規定する使用人等を含む。）
- (8) 申請者が廃棄物処理法第7条第5項第4号イからヌまでに該当しない旨を誓約する書類（様式29）
- (9) 一般廃棄物処理施設を譲り受ける又は借り受けることを証する書類

### 3-2-2 一般廃棄物処理施設の設置者の合併・分割に関する書類等

- (1) 事業本拠地の所在地を示す略図
- (2) 合併契約書又は分割契約書の写し
- (3) 合併の当事者の一方又は吸収分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人が廃棄物処理法第8条第1項の許可を受けていない場合、当該法人に係る次の書類
  - ア 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表<sup>※2</sup>、並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（納税証明書（その1））<sup>※3・4</sup>
  - イ 定款（原本証明したもの）及び商業・法人登記の登記事項証明書<sup>※1</sup>
  - ウ 役員等（相談役、顧問、発行済株式総数の100分の5以上の額に相当する出資をしている者、政令第4条の7に規定する使用人等を含む。）の住民票の写し<sup>※1</sup>（株主あるいは出資者が法人である場合は、商業・法人登記の登記事項証明書<sup>※1</sup>）
  - エ 現に行っている事業の概要を説明する書類
- (4) 合併後に存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により一般廃棄物処理施設を承継する法人に係る次の書類
  - ア 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する技術的能力を説明する書類（（一財）日本環境衛生センターが実施する廃棄物処理施設技術管理者講習を受講した者にあつては認定証の写し又は技術管理者の実務経験を証する書類及び履歴書）
  - イ 一般廃棄物処理施設の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（様式22）
  - ウ 役員等（相談役、顧問、発行済株式総数の100分の5以上の額に相当する出資をしている者、政令第4条の7に規定する使用人等を含む。）の住民票の写し<sup>※1</sup>（株主あるいは出資者が法人である場合は、商業・法人登記の登記事項証明書<sup>※1</sup>）
- (5) 申請者が廃棄物処理法第7条第5項第4号イからヌまでに該当しない旨を誓約する書類（様式29）

### 3-2-3 一般廃棄物処理施設の相続に関する書類等

- (1) 被相続人との続柄を証する書類
- (2) 住民票の写し<sup>※1</sup>
- (3) 一般廃棄物処理施設の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（様式22）
- (4) 資産に関する調書（様式23）並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（確定申告書の写し、確定申告書の別表の写し等の関係書類及び納税証明書（その1））
- (5) 相続人が廃棄物処理法第7条第5項第4号イからヌまでに該当しない旨を誓約する書類（様式29）
- (6) 相続人が廃棄物処理法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し<sup>※1</sup>（法定代理人が法人である場合は、その商業・法人登記の登記事項証明書及び役員の住民票の写し）
- (7) 相続人に政令第4条の7に規定する使用人（支店長等）がある場合は、その者の住民票の写し<sup>※1</sup>
- (8) 一般廃棄物処理施設を相続することを証する書類

※1 住民票の写し（本籍地(外国人の場合は国籍)の記載のあるもの、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）及び商業・法人登記の登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）は、申請日前3か月以内に発行されたものを添付してください。

商業・法人登記の登記事項証明書について、新規許可申請の場合は「現在事項全部証明書」、新規許可申請以外の場合は「履歴事項全部証明書」を添付してください。

※2 損益計算書には、一般管理費明細書及び製造原価明細書を作成している場合には、当該書類を添付してください。

なお、次のいずれかに該当する場合は、「長期的財務計画書」（様式25）を添付し、また、全てに該当する場合は、客観的に経理的基礎を有するか否か判断できる書類として、中小企業診断士又は公認会計士による診断書及び長期的財務計画書を添付してください。

- ・次期への繰越損失がある。
- ・3年間の平均経常損益が赤字、かつ、直前期の経常損益が赤字
- ・債務超過

※3 設立3年未満の法人の場合は、存在する財務諸表（初年度決算未到来の場合は、申請日直近で貸借対照表を作成してください。）、納税証明書及び今後3年間の財務計画を記載した長期的財務計画書（様式25を参考）を提出してください。

※4 経理的基礎に係る添付書類（直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類）並びに定款又は寄附行為及び商業・法人登記の登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）に代えて、直前の事業年度における有価証券報告書（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条第1項の規定するもの）を添付することができます。

### 3-3 一般廃棄物処理施設の廃止、休止、再開関係

#### 3-3-1 一般廃棄物処理施設の廃止に関する書類等

（ごみ処理施設）

- (1) 廃止の理由を記載した書類
- (2) 現在取り引きしている一般廃棄物の扱いを記載した書類
- (3) 施設の維持管理計画書
- (4) 施設の管理予定者の住所、氏名、電話番号
- (5) その他知事が必要と認める書類

（最終処分場）

- (1) 廃止する最終処分場の現状を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- (2) 廃止する最終処分場の周辺の地図（周囲の地形を明らかにする書類及び図面）
- (3) 最終処分基準省令第1条第3項第5号の規定による地下水等の水質検査の結果を記載した書類
- (4) 当該申請の直前の2年以上にわたり行った最終処分基準省令第1条第3項第6号の規定による保有水等の水質検査の結果を記載した書類
- (5) 石綿含有一般廃棄物を埋め立てた場合は、当該石綿含有一般廃棄物が埋め立てられている位置を示す

#### 図面

- (6) その他参考となる書類又は図面
- (7) 廃止の理由を記載した書類
- (8) 廃止する埋立処分地の現況写真
- (9) 技術上の基準に適合していることを証する書類
- (10) 跡地の利用状況を記載した書類
- (11) 廃止する埋立処分地の管理責任者の住所、氏名、資格内容
- (12) その他知事が必要と認める書類

### 3-3-2 一般廃棄物処理施設の休止に関する書類等

#### (ごみ処理施設)

- (1) 休止の理由を記載した書類
- (2) 現在取り引きしている一般廃棄物の扱いを記載した書類
- (3) 施設の維持管理計画書
- (4) 施設の管理予定者の住所、氏名、電話番号
- (5) 再開の見通しを記載した書類
- (6) その他知事が必要と認める書類

#### (最終処分場)

- (1) 休止の理由を記載した書類
- (2) 再開の見通しを記載した書類
- (3) 休止する最終処分場の現況を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- (4) 休止する埋立処分地の周囲の地形を明らかにする書類及び図面
- (5) 休止する埋立処分地の現況写真
- (6) 技術上の基準に適合していることを証する書類
- (7) 休止する埋立処分地の年度別管理状況（埋立開始時から現在までの浸出液の処理状況、浸出液及び地下水の監視状況等の実施データ）
- (8) 休止中の埋立処分地の管理計画（浸出液の処理計画、浸出液及び地下水の監視計画）
- (9) 休止する埋立処分地の管理責任者の住所、氏名、資格内容
- (10) その他知事が必要と認める書類

### 3-3-3 一般廃棄物処理施設の再開に関する書類等

#### (ごみ処理施設、最終処分場共通)

- (1) 再開の理由を記載した書類
- (2) 事業計画の概要を記載した書類
- (3) 施設及び設備の維持管理の状況を示す書類
- (4) 技術上の基準に適合していることを証する書類
- (5) その他知事が必要と認める書類

### 3-4 一般廃棄物最終処分場の埋立終了届出書、廃止確認関係

#### 3-4-1 一般廃棄物最終処分場の埋立終了に関する書類等

- (1) 埋立終了時の当該最終処分場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- (2) 最終処分場の周辺の地図
- (3) 埋立処分の終了から廃止までの間の維持管理の方法を明らかにする書類
- (4) 石綿含有一般廃棄物を埋め立てた場合は、石綿含有一般廃棄物が埋め立てられている位置を示す図面

- (5) 最終処分場の現況写真
- (6) 技術上の基準に適合していることを証する書類
- (7) 跡地利用の計画概要を記載した書類
- (8) 最終処分場の維持管理記録を記載した書類（埋立中の浸出液の処理状況、浸出液及び地下水の水質検査データなど）
- (9) その他知事が必要と認める書類

### 3-4-2 一般廃棄物最終処分場の廃止確認に関する書類等

- (1) 当該最終処分場の現状を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- (2) 当該最終処分場の周辺の地図
- (3) 最終処分場基準省令第1条第3項第5号の規定による地下水等の水質検査の結果を記載した書類
- (4) 当該申請の直前の2年以上にわたり行った最終処分場基準省令第1条第3項第6号の規定による保有水等の水質検査の結果を記載した書類
- (5) 石綿含有一般廃棄物を埋め立てた場合には、当該石綿含有一般廃棄物が埋め立てられている位置を示す図面
- (6) その他参考となる書類又は図面

## 第4 様 式 集

# 様式集 目次

## 【第1関係】

(様式1) 事業計画概要書	30
(様式2) 事業計画概要説明会開催通知書、事業計画説明会開催通知書	32
(様式3) 事業計画概要説明会終了報告書	33
(様式4) 事業計画書	34
(様式5) 見解書	37
(様式6) 最終見解書	38
(様式7) 事業計画変更届出書	39
(様式8) 事業計画廃止届出書	40

## 【第2関係】

(様式9) 廃棄物処理施設事前確認手続依頼書	41
(様式10) 一般廃棄物最終処分場埋立終了計画書	43

## 【第3関係】

(様式11) 一般廃棄物処理施設設置許可申請書	44
(様式12) 一般廃棄物処理施設変更許可申請書	48
(様式13) 一般廃棄物処理施設使用前検査申請書	51
(様式14) (非常災害に係る) 一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書	52
(様式15) 一般廃棄物処理施設定期検査申請書	53
(様式16) 一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書	54
(様式17) 一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書	56
(様式18) 一般廃棄物処理施設譲受け(借受け)許可申請書	58
(様式19) 合併(分割)認可申請書	61
(様式20) 法人の合併(分割)の登記に係る登記事項証明書届出書	65
(様式21) 相続届出書	66
(様式22) 一般・産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法	68
(様式23) 資産に関する調書(個人用)	69
(様式24) 一般廃棄物処理業者の帳簿の様式及び管理方法	70
(様式25) 長期的財務計画書	71
(様式26) 役員等の変更に係る新旧対照表	72
(様式27) 添付書類の省略について	73
(様式28) 住民票の写し等の省略について	74
(様式29) 誓約書	75
(様式30) 一般廃棄物処理施設(産業廃棄物処理施設)設置者に係る欠格要件該当届出書	76

## 別紙

別紙1 欠格要件について	77
別紙2 後見等登記事項証明書について	78

地域振興局管轄区域一覧表	79
--------------	----

(様式1) 【条例様式第11号(規則第27条関係)】

## 事業計画概要書

年 月 日

長野県知事 殿

提出者  
住 所  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

事業計画の概要について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第32条第1項の規定により、次のとおり提出します。

廃棄物の処理施設の設置の場所		
廃棄物の処理施設の種類		
処理を行う廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)		
廃棄物の処理施設の処理能力 (廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供する場所の面積及び埋立容量)	$m^3/日( )時間$ $t/日( )時間$ $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地(積替保管場所)の面積 $m^2$ 埋立(保管)容量 $m^3$	
△ 変 更 の 概 要	新	旧
△周辺地域の範囲及びその根拠	範 囲	
	根 拠	

△関係市町村長及び関係住民の 範囲並びにその根拠	範 囲	
	根 拠	
△事業計画概要説明会の開催の 日時及び場所	日 時	
	場 所	1 所在地 2 会場名
備考		
<p>1 「変更の概要」の欄は、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第31条第2号、第6号、第10号、第12号、第15号又は第19号に係る許可申請等をしようとする場合に記載すること。</p> <p>2 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。</p>		

(様式2) 【条例様式第13号(規則第31条、第35条関係)】

事業計画概要説明会開催通知書  
事業計画説明会開催通知書

年 月 日

長野県知事 殿  
( 市町村長)

事業計画者  
住所  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

事業計画概要説明会(事業計画説明会)を次のとおり開催しますので、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第36条第3項(第40条第2項)の規定により通知します。

廃棄物の処理施設の設置の場所	
廃棄物の処理施設の種類	
処理を行う廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	
廃棄物の処理施設の処理能力(廃棄物の最終処分場である場合にあつては、廃棄物の埋立処分の用に供する場所の面積及び埋立容量)	$m^3/日( )時間$ $t/日( )時間$ $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地(積替保管場所)の面積 $m^2$ 埋立(保管)容量 $m^3$
事業計画概要説明会(事業計画説明会)の日時及び場所	日 時
	場 所
備考	「事業計画概要説明会(事業計画説明会)の日時及び場所」の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

### 事業計画概要説明会終了報告書

年 月 日

長野県知事 殿

報告者  
住所  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

事業計画概要説明会の終了(全部又は一部を開催しなかつたこと)について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第37条第1項の規定により、次のとおり報告します。

廃棄物の処理施設の設置の場所		
廃棄物の処理施設の種類		
処理を行う廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)		
廃棄物の処理施設の処理能力(廃棄物の最終処分場である場合にあつては、廃棄物の埋立処分の用に供する場所の面積及び埋立容量)		m <sup>3</sup> /日( )時間 t/日( )時間 m <sup>3</sup> /時間 t/時間 埋立地(積替保管場所)の面積 m <sup>2</sup> 埋立(保管)容量 m <sup>3</sup>
△周知に関する事項	周知の方法	
	周知をした地域	
	周知をした期間	年 月 日から 年 月 日まで
△開催に関する事項	日 時	
	場 所	1 所在地 2 会場名
	参加者数	名
	説明内容及び説明方法並びに説明を行った者の氏名及び役職名	
	質疑の概要	
	説明の全部又は一部を開催しなかつた場合にあつては、その理由	
備考 1 「周知に関する事項」の欄及び「開催に関する事項」の欄は、事業計画概要説明会ごとに記載すること。 2 説明のために使用した資料を添付すること。 3 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。		

(様式4) 【条例様式第16号(規則第33条関係)】

## 事業計画書

年 月 日

長野県知事 殿

提出者  
住所  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

事業計画について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第38条第1項の規定により、次のとおり提出します。

廃棄物の処理施設の設置の場所		
廃棄物の処理施設の種類		
処理を行う廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)		
廃棄物の処理施設の処理能力 (廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供する場所の面積及び埋立容量)		$m^3/日( )時間$ $t/日( )時間$ $m^3/時間$ $t/時間$
	埋立地(積替保管場所)の面積	$m^2$
	埋立(保管)容量	$m^3$
△ 変 更 の 概 要	新	旧
△廃棄物の処理施設の維持管理に関する計画		
排ガスの性状、放流水の水質等について対象周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値		
排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項		
その他廃棄物の処理施設の維持管理に関する事項		

△廃棄物の処理施設の位置、構造等の設置に関する計画	
廃棄物の処理施設の位置	
廃棄物の処理施設の処理方式	
廃棄物の処理施設の構造及び設備	
処理に伴い生じる排ガス及び排水の量及び処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）	
設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
悪臭の発散並びに著しい騒音及び振動の発生を防止するための措置	
その他廃棄物の処理施設の構造等に関する事項	
△最終処分場の災害防止のための計画	
△最終処分場を廃止した後の最終処分場の跡地の利用に関する計画	
△廃棄物の搬入及び搬出の方法及び時間に関する事項	
△廃棄物の処理施設の設置の場所に係る法令等による土地利用に係る規制の状況に関する事項	
△対象周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の実施方法に関する事項	

△廃棄物の処理に伴い生じる廃棄物の種類及び処理の方法に関する事項	
種 類	
区 分	自家処理 ・ 委託処理
処 理 の 方 法	(処理を委託する予定の業者の氏名又は名称及び許可番号)
△対象周辺地域の範囲	
△対象関係市町村長及び対象関係住民の範囲	
事業計画書の閲覧の場所、期間及び時間	
場 所	
期 間	年 月 日から 年 月 日まで
時 間	時から 時まで
△事業計画説明会の開催の日時及び場所	日 時
	場 所
1 所在地 2 会場名	
備考	
1 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 2 「変更の概要」の欄は、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（以下「条例」という。）第31条第2号、第5号、第6号、第9号、第10号、第12号、第15号、第18号又は第19号に係る許可申請等をしようとする場合に記載すること。 3 「対象周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の実施方法」の欄は、条例第31条第1号、第2号、第11号又は第12号に掲げる許可の申請をしようとする場合に記載すること。	

(様式5) 【条例様式第18号(規則第37条関係)】

## 見 解 書

年 月 日

市町村長 殿

事業計画者  
住所  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

意見書に対する見解について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第42条第1項の規定により、次のとおり送付します。

廃棄物の処理施設の設置の場所	
廃棄物の処理施設の種類	
処理を行う廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	
廃棄物の処理施設の処理能力(廃棄物の最終処分場である場合にあつては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	$m^3/日( )時間$ $t/日( )時間$ $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地(積替保管場所)の面積 $m^2$ 埋立(保管)容量 $m^3$
△送付された意見の内容(要旨)	
△見 解 の 内 容	
備考 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。	

(様式6) 【条例様式第19号(規則第41条関係)】

## 最 終 見 解 書

年 月 日

長野県知事 殿

提出者  
住所  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

知事の意見に対する見解について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第46条第1項の規定により、次のとおり提出します。

廃棄物の処理施設の設置の場所	
廃棄物の処理施設の種類	
処理を行う廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	
廃棄物の処理施設の処理能力(廃棄物の最終処分場である場合にあつては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	$m^3/日( )時間$ $t/日( )時間$ $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地(積替保管場所)の面積 $m^2$ 埋立(保管)容量 $m^3$
知事の意見に対する見解	
備考	「知事の意見に対する見解」の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

## 事業計画変更届出書

年 月 日

長野県知事 殿

届出者  
住所  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

事業計画の変更について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第47条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

廃棄物の処理施設の設置の場所		
廃棄物の処理施設の種類		
処理を行う廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)		
廃棄物の処理施設の処理能力(廃棄物の最終処分場である場合にあつては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	埋立地(積替保管場所)の面積	$m^2$
	埋立(保管)容量	$m^3$
変更の内容	新	旧
備考	1 「変更の内容」の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 2 「廃棄物の処理施設の設置の場所」欄から「廃棄物の処理施設の処理能力」欄までは、事業計画書に記載した内容を記載すること。	

(様式8) 【条例様式第21号(規則第43条関係)】

## 事業計画廃止届出書

年 月 日

長野県知事 殿

届出者  
住所  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

事業計画の廃止について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第48条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

廃棄物の処理施設の設置の場所	
廃棄物の処理施設の種類	
処理を行う廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	
廃棄物の処理施設の処理能力(廃棄物の最終処分場である場合にあつては、廃棄物の埋立処分の用に供する場所の面積及び埋立容量)	m <sup>3</sup> /日( )時間 t/日( )時間 m <sup>3</sup> /時間 t/時間 埋立地(積替保管場所)の面積 m <sup>2</sup> 埋立(保管)容量 m <sup>3</sup>
廃止の理由	
備考 「廃止の理由」の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。	

(様式9) 【要領様式第8号】

## 廃棄物処理施設事前確認手続依頼書

年 月 日

長野県知事 様

住 所

氏 名 印  
 (法人にあつては、主たる事務所の  
 所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

下記のとおり（一般・産業）廃棄物処理施設の設置に係る事前確認手続依頼書を提出しますから、確認してください。

### 記

条 例 手 続 の 有 無 (該当番号に○印をすること)	1 事業計画協議あり 2 事業計画協議なし	
事 前 確 認 の 区 分 (いずれかに○印をすること)	新規設置 ・ 変更許可 ・ 軽微変更 休止 ・ 廃止 ・ 再開	
廃 棄 物 処 理 施 設 の 設 置 の 場 所		
廃 棄 物 処 理 施 設 の 種 類		
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	許可年月日 年 月 日 許可番号	
廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類 (当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)		
廃棄物処理施設の処理能力(廃棄物の最終処分場である場合にあつては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	$m^3/日$ ( ) 時間 $t/日$ ( ) 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地の面積 $m^2$ 埋立容量 $m^3$	
変 更 の 内 容	新 $m^3/日$ ( ) 時間 $t/日$ ( ) 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地の面積 $m^2$ 埋立容量 $m^3$	旧 $m^3/日$ ( ) 時間 $t/日$ ( ) 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地の面積 $m^2$ 埋立容量 $m^3$
	変更、廃止、休止又は再開の理由	
着 工 予 定 年 月 日	年 月 日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日	
廃 止 、 休 止 、 再 開 の 年 月 日	年 月 日	

廃棄物処理施設の位置、構造等の設置（変更）に関する計画に係る事項	廃棄物処理施設の位置		
	廃棄物処理施設の処理方式		
	廃棄物処理施設の構造及び設備		
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量	
		処理方式（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）	
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他生活環境への負荷に関する数値		
その他廃棄物処理施設の構造等に関する事項			
廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値		
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項		
	その他廃棄物処理施設の維持管理に関する事項		
災害防止のための計画（廃棄物の最終処分場である場合）			
汚泥等又は焼却	特別管理（一般・産業）廃棄物以外の（一般・産業）廃棄物	区分	自家処理      委託処理
		処理方法	
灰等の処分方法	特別管理（一般・産業）廃棄物	区分	自家処理      委託処理
		処理方法	
埋立処分の計画（最終処分場の場合）			
廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項			

(様式10) 【要領様式第28号】

一般廃棄物最終処分場埋立終了計画書

年 月 日

長野県知事 様

申請人  
住所  
氏名 印  
〔法人にあつては、主たる事業所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

一般廃棄物最終処分場の埋立を終了したいので、計画書を審査してください。

記

施設閉鎖までの間の管理予定者及びその連絡先			
設 置 場 所			
許可の年月日及び許可番号			
埋立地の面積、埋立の深さ及び覆土の厚さ			
埋 立 処 分 の 方 法			
埋 立 処 分 開 始 年 月 日			
埋 立 処 分 終 了 予 定 年 月 日			
埋立てた廃棄物の種類 (当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合はその旨を含む。)、数量及び性状	種 類	量 (m <sup>3</sup> )	性 状

## 一般廃棄物処理施設設置許可申請書

年 月 日

長野県知事 殿

申請者

住所

氏名

印

法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けた  
 いので、関係書類及び図面を添えて申請します。

一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）		
着工予定年月日		年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日
一般廃棄物処理施設の処理能力		$m^3/日$ ( ) 時間 $t/日$ ( ) 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地の面積 $m^2$ 埋立容量 $m^3$
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方式	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量
		処理方法（排出の方法（排水口の位置、排出先等を含む。）を含む。）
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項		

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について 周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状、放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
△災害防止のための計画（一般廃棄物の最終処分場である場合）		
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法（ごみ処理施設の場合）	区 分	自家処分      委託処分
	処分方法	
汚泥等の処分方法（し尿処理施設の場合）	区 分	自家処分      委託処分
	処分方法	
△埋立処分の計画（最終処分の場合）		
△一般廃棄物処理の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項		

申請者（個人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍（地番まで記載すること） 住 所
(法人である場合)		
(ふ り が な) 名 称		住 所
法定代理人（申請者が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合）		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍（地番まで記載すること） 住 所
(法人である場合)		
(ふ り が な) 名 称		住 所
役員（法定代理人が法人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生年月日 役職名・呼称	本 籍（地番まで記載すること） 住 所
役員（申請者が法人である場合。）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 役職名・呼称	本 籍（地番まで記載すること） 住 所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の総数	株		出資の額	万円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額	本	籍（地番まで記載すること）
		割合	住	所

政令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍（地番まで記載すること）
	役職名・呼称	住	所

備考

- 1 一般廃棄物処理施設の種類のについては、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。更に、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別をかつこ書きすること。
- 2 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。
- 3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
  - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
  - (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
- 4 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 6 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

## 一 般 廃 棄 物 処 理 施 設 変 更 許 可 申 請 書

年 月 日

長野県知事 殿

申請者  
住 所

氏 名 印  
 ( 法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 )

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けたので、関係書類及び図面を添えて申請します。

一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
許 可 の 年 月 日		年 月 日	
許 可 番 号			
変 更 の 内 容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）		
	一般廃棄物処理施設の処理能力	変 更 後	変 更 前
		m <sup>3</sup> /日 ( ) 時間 t/日 ( ) 時間 m <sup>3</sup> /時間 t/時間	m <sup>3</sup> /日 ( ) 時間 t/日 ( ) 時間 m <sup>3</sup> /時間 t/時間
		埋立地の面積 m <sup>2</sup>	埋立地の面積 m <sup>2</sup>
		埋立容量 m <sup>3</sup>	埋立容量 m <sup>3</sup>
	△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画		
△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画			
変 更 の 理 由			
着 工 予 定 年 月 日		年 月 日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日	

申請者（個人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍（地番まで記載すること） 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
法定代理人（申請者が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合）		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍（地番まで記載すること） 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
役員（法定代理人が法人である場合）		
役員（申請者が法人である場合。）		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍（地番まで記載すること） 住所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき）

発行済株式の総数	株		出資の額	万円
	(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額	本籍（地番まで記載すること）
割合			住所	

政令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍（地番まで記載すること）
	役職名・呼称	住所

備考

- 1 一般廃棄物処理施設の種類のについては、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。更に、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別をかつこ書きすること。
- 2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
  - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
  - (2) 排ガス及び排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
  - (3) 排ガス及び排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
  - (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
  - (5) 放流水の水質に変更がある場合は、最終処分場の場合は排水基準を定める省令第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値
- 3 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。
- 5 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 6 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

一般廃棄物処理施設使用前検査申請書

長野県知事

殿

年 月 日

申請者

住 所

氏 名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第5項（法第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定により一般廃棄物処理施設の使用前検査を受けたいので、関係図面等を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
設 置 場 所	
しゅん工の年月日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日

(非常災害に係る) 一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書

年 月 日

長野県知事 殿

届出者

住 所

氏 名

印

法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名

市町村にあつては、名称及び代表者の氏名

電話番号

一般廃棄物処理施設の軽微な変更をしたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条第 3 項（同法第 9 条の 3 第 11 項（同法第 9 条の 3 の 2 第 2 項の規定により適用する場合を含む。）及び第 9 条の 3 の 3 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

一般廃棄物処理施設の設置の場所				
一般廃棄物処理施設の種類				
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日		許可（届出） 年 月 日 第 号		
変更の内容	△ 軽 微 な 変 更			
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名の変更			
	△省令第 5 条の 4（省令第 5 条の 9 及び第 5 条の 10 の 11 において準用する場合を含む。）に掲げる事項の変更（省令第 5 条の 4 第 6 号関係を除く。）			
	省令第 5 条の 4 第 6 号に掲げる事項			
	(ふりがな)	生 年 月 日	本	籍（地番まで記載すること）
	氏 名	役職名・呼称	住	所
廃止若しくは休止又は再開の理由		(廃止・休止・再開の別)		
廃止若しくは休止又は再開の年月日		年 月 日		
備 考				
1 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。				
2 「省令第 5 条の 4 第 6 号に掲げる事項」の欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。				
3 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。				

(様式 15) 【施行細則様式第 4 号】

一般廃棄物処理施設定期検査申請書	
長野県知事 殿	
年 月 日	
申請者 住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号

(様式 16) 【施行細則様式第 8 号】

一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書 年 月 日	
長野県知事 殿	
届出者 住所 氏名 ( 法人にあつては、主たる事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名 ) ( 市町村にあつては、名称及び代表者の氏名 ) 電話番号	
一般廃棄物の最終処分場の埋立処分を終了したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条第 4 項 (同法第 9 条の 3 第 11 項において準用する場合を含む。) の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。	
施設の廃止までの間の 管理予定者及びその連絡先	住所 氏名 電話番号
設 置 場 所	
許可の年月日及び許可 番号又は届出の年月日	許可 (届出) 年 月 日 第 号
埋立地の面積、埋立の 深さ、及び覆土の厚さ	面積 m <sup>2</sup> 埋立の深さ m 覆土の厚さ m

埋立処分の方法			
埋立処分開始年月日	年 月 日		
埋立処分終了年月日	年 月 日		
埋め立てた廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。）、数量及び性状	種 類	数 量 (m <sup>3</sup> )	性 状

一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書	
長野県知事                      殿	年    月    日
申請者 住所 氏名 ( 法人にあつては、主たる事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名 市町村にあつては、名称及び代表者の氏名 ) 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 9 条第 5 項 (同法第 9 条の 3 第 11 項において準用する場合を含む。) の 第 9 条の 2 の 3 第 2 項 規定により、一般廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請し ます。	
設    置    の    場    所	
許可の年月日及び許可番号又は 届出の年月日	
埋め立てた一般廃棄物の種類 (当 該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄 物又は基準適合水銀処理物が含ま れる場合は、その旨を含む。) 及び 数量	種                      類
	数                      量 (m <sup>3</sup> )
埋立地の面積及び埋立ての深さ	
埋 立 処 分 の 方 法	
埋 立 処 分 開 始 年 月 日	年                      月                      日
埋 立 処 分 終 了 年 月 日	年                      月                      日

悪臭の発散の防止に関する措置の内容	
火災の発生の防止に関する措置の内容	
ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容	
地下水等の水質の状況	
埋立地の保有水等の水質の状況	
埋立地からのガスの発生の状況	
埋立地の内部及び周辺の地中の温度の状況	
埋立地の覆いの概要	
<p>(備考)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地下水等とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（2及び3において「最終処分基準省令」という。）第1条第2項第10号の規定により採水された地下水等をいうこと。</li> <li>2 保有水等とは、最終処分基準省令第1条第3項第6号の規定により集められた保有水等をいうこと。</li> <li>3 覆いとは、最終処分基準省令第1条第2項第17号の規定による覆いをいうこと。</li> </ol>	

## 一 般 廃 棄 物 処 理 施 設 譲 受 け ( 借 受 け ) 許 可 申 請 書

年 月 日

長野県知事 殿

申請者  
住 所

氏 名 印  
〔法人にあつては、主たる事務所の所在  
地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 5 第 1 項の規定により、一般廃棄物処理施設の譲受け（借受け）の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

譲受け又は借受けの相手方の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号



発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき）

発行済株式の総数	株		出資の額	万円
	保有する株式の数又は出資の金額	割合		
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	本籍（地番まで記載すること）		
		住	所	

政令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍（地番まで記載すること）		
	役職名・呼称	住	所	

備考

- 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

## 合併（分割）認可申請書

長野県知事

殿

年 月 日

申請者

名 称

印

住 所

代表者の氏名

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 6 第 1 項の規定により、合併（分割）について認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

①	一般廃棄物処理施設の設置の場所	
②	一般廃棄物処理施設の種類	
③	許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
④	合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名	
⑤	合併（分割）の方法及び条件	
⑥	合併（分割）の理由	
⑦	合併（分割）の時期	







(様式 20) 【要領様式第 34 号】

## 法人の合併（分割）の登記に係る登記事項証明書届出書

年 月 日

長野県知事 様

住所  
氏名 印

年 月 日付で認可通知のあった一般（産業）廃棄物処理施設設置者である法人の合併（分割）の登記をいたしましたので、商業・法人登記の登記事項証明書の写しを提出します。

相 続 届 出 書

長野県知事

殿

年 月 日

届出者

住 所

氏 名

印

電話番号

許可施設設置者等の地位を相続により承継したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 7 第 2 項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

被 相 続 人 と の 続 柄	
被相続人の氏名及び死亡時の住所	氏 名 住 所
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
相続の開始の日	年 月 日

相続人		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 (地番まで記載すること) 住 所
法定代理人 (相続人が法第7条第5項第4号キに規定する未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 (地番まで記載すること) 住 所
(法人である場合)		
(ふ り が な) 名 称		住 所
役員 (法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生年月日 役職名・呼称	本 籍 (地番まで記載すること) 住 所
政令第4条の7に規定する使用人 (相続人に当該使用人がある場合。)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 役職名・呼称	本 籍 (地番まで記載すること) 住 所
備 考		
1 「相続人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。		
2 この届出書は、相続の日から30日以内に提出すること。		

一般・産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法

設置及び維持管理に要する資金の総額		
内		
訳		

その資金の調達方法		
内	自己資金	
	借入資金	
訳	金融機関等の名称	

○事業の開始に当たって、新たな資金を必要としない場合は、その理由を記載すること。

--

(様式23) 【省令様式第6号の2 (省令第9条の2関係)】

資 産 に 関 す る 調 書 (個人用)			
			年 月 日現在
資産の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
現金預金			
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土 地			
建 物			
備 品			
車 両			
そ の 他			
資 産 計			
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
そ の 他			
負 債 計			

(様式24) 【要領様式第13号】

一般廃棄物処理業者の帳簿の様式及び管理方法

帳簿の管理責任者	職名		氏名	
帳簿の保存場所				
帳簿の様式（帳簿の様式を記載又は貼付すること（別紙としても可））				
帳簿の管理方法（帳簿の記載方法、閉鎖期間、保存期間等について記入すること）				

※廃棄物処理法第7条第15項（省令第2条の5）の規定に基づき、記載する帳簿及び一定期間保存する方法について具体的に記載すること。

# 長 期 的 財 務 計 画 書

年 月 日

申請者

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

- 1 ・繰越損失金額 \_\_\_\_\_ 円 (平成 年 月 日現在)  
(次期への繰越損失がある場合又は債務超過の場合)
- ・経常損失金額 \_\_\_\_\_ 円 (平成 年 月 日現在)  
(3年間の平均経常損益が赤字、かつ直前の経常損益が赤字の場合)

- 2 ・繰越損失金 \_\_\_\_\_ が発生した理由
- ・経常損失金 \_\_\_\_\_

- 3 今後の事業改善計画

- 4 今後の収支計画 (単位: \_\_\_\_\_)

	第 期 ( ~ )	第 期 ( ~ )	第 期 ( ~ )
売 上 高			
売 上 原 価			
売上総利益			
販売費及び一般管理費			
営 業 利 益			
営業外利益			
営業外費用			
経 常 利 益			
特 別 利 益			
特 別 損 失			
税引前当期利益			
繰越損失金額			

※ 繰越損失又は経常損失が解消する時期まで記載すること。



## 添付書類の省略について

申請者

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

一般廃棄物処理施設の（新規・変更）許可に当たって、下記の○印を付した添付書類については、

- ・ 年 月 日付けで提出した一般廃棄物処理施設事前確認手続依頼書
- ・ 年 月 日付けで提出した一般廃棄物処理施設（新規・変更）許可申請書
- ・ 年 月 日付けで提出した一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書

の内容と変更がありませんので、添付を省略します。

1. 処理施設の構造を明らかにする書類(3-1(1))
2. 埋立処分地の周囲の地形・地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面(3-1(2))
3. 処理工程図（処理する一般廃棄物の種類別に記載）(3-1(3))
4. 設置場所及び付近の見取図(3-1(4))
5. 一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類(3-1(5))
6. 一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類(3-1(6))  
(注2)
7. 申請者が法人である場合、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書等及び納税証明書(3-1(7))
8. 申請者が個人である場合、資産に関する調書及び納税証明書(3-1(8))
9. 申請者が法人である場合、定款又は寄附行為及び商業・法人登記の登記事項証明書(3-1(9)) (注2)

(注1) 該当する番号を ○ で囲んでください。

(注2) 当該書類を省略できるのは、事前確認手続を経た場合のみです。また、登記事項証明書は申請日前3か月以内に発行されたものを提出された場合に限りです。

## 住民票の写し等の省略について

申請者  
住所

氏名 印  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

今回の申請にあたり、 年 月 日付けで許可された、(都道府県・市名)

(許可番号) の許可証の写しを提出し、住民票の写し等の添付を省略します。

### <参考>

#### 1 代用できる許可証

次の許可のうち、当該許可の日から起算して5年を経過しないもの。

- ・一般廃棄物処理施設の許可
- ・一般廃棄物処理施設の変更許可

ただし、「省令第3条第7項の規定による許可証の提出の有無 (有)・無」と記載されたものを除く。

#### 2 省略できる添付書類

- ・本人及び法定代理人の住民票の写し及び後見等登記事項証明書
- ・役員の住民票の写し及び後見等登記事項証明書
- ・株主等の住民票の写し及び後見等登記事項証明書若しくは登記簿の謄本
- ・政令で定める使用人の住民票の写し及び後見等登記事項証明書

#### 3 留意事項

- ・役員の変更届には、新役員に係る住民票等の添付が必要であること。
- ・審査において必要と認められる場合には、省略できない場合もあること。

(様式 29) 【要領様式第 18 号】

# 誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 5 項第 2 号イからヌに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

長野県知事 様

申請者

住所

氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

印

一般廃棄物処理施設（産業廃棄物処理施設）設置者に係る欠格要件該当届出書

年 月 日

長野県知事 殿

申請者

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第6項（同法第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。）の規定により、欠格要件に該当したので、関係書類を添えて届け出ます。

一般廃棄物処理施設（産業廃棄物処理施設）の場所	
一般廃棄物処理施設（産業廃棄物処理施設）の種類	
許可の年月日及び許可番号	
該当するに至った欠格要件及びその具体的事由	
欠格要件に該当するに至った年月日	

（備考）1 該当するに至った欠格要件は、一般廃棄物処理施設設置者にあつては廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号のイからへまで又はチからヌまで（同号のチからヌまでに掲げる者にあつては、同号のトに係るものを除く。）のうち該当するに至ったものを、産業廃棄物処理施設設置者にあつては同法第14条第5項第2号のイ（同法第7条第5項第4号トに係るものを除く。）又は第14条第5項第2号のハからホまで（同法第7条第5項第4号のト又は第14条第5項第2号のロに係るものを除く。）のうち該当するに至ったものを記入すること。

2 この届出書は、欠格要件に該当するに至った日から2週間以内に提出すること。

(別紙1)

## 欠 格 要 件 に つ い て

一般廃棄物処理施設の許可に係る欠格要件は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)第7条第5項第4号に規定する次のものをいいます。

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 3 廃棄物処理法、浄化槽法その他生活環境の保全を目的とする法律で政令で定めるもの(大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法)若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。)の規定に違反し、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 廃棄物処理法第7条の4第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項(これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号(第14条の6において準用する場合を含む。))に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)
- 5 廃棄物処理法第7条の4若しくは第14条の3の2(第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7条の2第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- 6 5に規定する期間内に第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、5の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出にかかる個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- 7 その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- 8 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が上記の1から7のいずれかに該当するもの
- 9 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに上記1から7のいずれかに該当する者のあるもの
- 10 個人で政令で定める使用人のうちに上記1から7のいずれかに該当する者のあるもの

(別紙2)

## 後見等の登記事項証明書について

後見等登記事項証明書は、欠格要件のうち、成年被後見人又は被保佐人に該当していないかどうかを審査するために必要になる書類です。

以下により、交付を受けて添付してください。

### 1 交付申請する書類

成年被後見人又は被保佐人として登記されていないことの証明書

### 2 申請手続き

#### (1) 窓口申請の場合

全国の法務局（札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・広島・高松・福岡）及び地方法務局の本局戸籍課窓口で取り扱っています。

※ 長野県内では、下記の窓口でのみ取り扱っています。

〒380-0846 長野市旭町 1108 長野地方法務局 戸籍課 電話番号：026-235-6611
--

#### (2) 郵送申請の場合

ア 東京法務局のみの取り扱いとなっていますので、下記へ申請してください。

〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎（4階） 東京法務局 民事行政部 後見登録課 電話番号：03-5213-1360（ダイヤルイン）
---

イ 申請書の様式は、東京法務局（後見登録課）のほか、最寄りの法務局・地方法務局及びその支局、法務省ホームページ（<http://www.moj.go.jp/>）等でも入手できます。

ウ 申請書に、1通につき300円の収入印紙（手数料）を貼付し、返信用封筒（あて名を明記の上、返信用切手を貼付したもの）を同封し、送付してください。

### 3 御不明な点は、東京法務局（後見登録課）又は最寄りの法務局・地方法務局にお問い合わせください。

## 地 域 振 興 局 管 轄 区 域 一 覧 表

地域振興局名	住 所	直通電話	管 轄 区 域
佐 久	〒385-8533 佐久市跡部65-1 佐久地域振興局 環境課	0267(63)3166	佐久市 小諸市 南佐久郡 北佐久郡
上 田	〒386-8555 上田市材木町1-2-6 上田地域振興局 環境課	0268(25)7134	上田市 東御市 小県郡
諏 訪	〒392-8601 諏訪市上川1-1644-10 諏訪地域振興局 環境課	0266(57)2952	岡谷市 諏訪市 茅野市 諏訪郡
上伊那	〒396-8666 伊那市荒井3497 上伊那地域振興局 環境課	0265(76)6817	伊那市 駒ヶ根市 上伊那郡
南信州	〒395-0034 飯田市追手町2-678 南信州地域振興局 環境課	0265(53)0434	飯田市 下伊那郡
木 曾	〒397-8550 木曾郡木曾町福島2757-1 木曾地域振興局 環境課	0264(25)2234	木曾郡
松 本	〒390-0852 松本市大字島立1020 松本地域振興局 環境課	0263(40)1956	松本市 塩尻市 安曇野市 東筑摩郡
北アルプス	〒398-8602 大町市大町1058-2 北アルプス地域振興局 環境課	0261(23)6563	大町市 北安曇郡
長 野	〒380-0836 長野市大字南長野南県町686-1 長野地域振興局 環境課	026(234)9533	須坂市 千曲市 埴科郡 上高井郡 上水内郡
北 信	〒383-8515 中野市大字壁田955 北信地域振興局 環境課	0269(23)0202	中野市 飯山市 下高井郡 下水内郡
資源循環 推進課	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2	026(235)7164	

長野市内における業務に係る申請等については、長野市廃棄物対策課にお問い合わせください。

長野市 廃棄物対策課	〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613	026(224)7320	長野市
---------------	----------------------------	--------------	-----